

令和3年(ネ)第2603号  
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

控訴人 半澤一宣  
被控訴人 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面(その14)(被控訴人JR西日本)

2021(令和3)年8月19日

東京高等裁判所 第4民事部 御中

原告 半澤一宣

この準備書面(その14)では、控訴状に記した控訴の趣旨の3(損害賠償請求)に係る内容について記します。

#### 目次

1. 訴状の「請求の趣旨」2の に記載した金額の算出根拠についての補足説明 ..... 2
2. 被控訴人JR西日本への求釈明 ..... 3
3. 2019(令和元)年8月6日の「のぞみ138号」に乗務していた■■■■車掌に  
対して証人尋問を行うことを再度請求します ..... 4

## 1. 訴状の「請求の趣旨」2の に記載した金額の算出根拠についての補足説明

控訴人は、2019（令和元）年8月6日（火曜日）の原爆の日に合わせて広島へ出かけた際には「東京都区内から前空まで」の往復割引乗車券を使用しました（注1）。

この前空（まえぞら）駅とは、山陽本線の宮島口駅の次の駅で、東京都区内の各駅からの場合、広島市内の各駅までと運賃が同額となる区間で最も遠い駅に当たります（注2）。

つまり東京都区内の各駅からの往復割引運賃は、広島市内まででも前空まででも同額なわけです。

ですから、控訴人が2019年8月6日の「のぞみ138号」に広島駅から東京駅まで乗車した際の運賃と新幹線特急料金の払い戻しを請求するにあたり、運賃相当額として上記の往復割引乗車券の半額を適用したのは、過不足が無い合理的な金額だと言えるわけです。

---

注1) 【甲9号証】6頁の画像で「復割」とあるのが往復割引適用の乗車券であることを意味しています。

注2) 東京駅から広島駅までの営業キロは894.2キロであるため、881～920キロの運賃区分が適用されます（旅客営業規則第77条）。この範囲で東京駅から最も遠い駅に当たるのが、同917.8キロの前空駅です。

つまり目的地が広島市内であっても、急きょ宮島口付近まで足を伸ばす必要が生じた場合、前空駅までの乗車券を購入し広島駅で途中下車しておけば、広島から宮島口までの乗車券を買い足す必要が無く、安く利用できるわけです。

またJRグループでは東京と広島に特定都区市内制度を設定しており、東京23区内に所在する各駅から（まで）の運賃は東京駅を起点（終点）とした営業キロで計算します。同様に、広島市内に所在する各駅まで（から）の運賃は広島駅を終点（起点）とした営業キロで計算します（旅客営業規則第86条）。

ちなみに前空駅の所在地は広島県廿日市（はつかいち）市であるため、乗車券の券面表示は「広島市内」とはなりません。

## 2. 被控訴人 J R 西日本への求釈明

控訴理由書の 8 頁に記したとおり、被控訴人 J R 西日本は第 1 審で、控訴人が指摘した疑問点に係る求釈明への回答を拒絶しています。

そして第 1 審の担当裁判官は、それを咎めることをせず、その上で、被控訴人の主張に沿う判決を出しています。

これは裁判所自らが、被控訴人 J R 西日本の、

**「合理的な説明ができない、自分たちにとって『不都合な真実』に係る説明責任は放棄し逃れた者が勝ち」**

と言う、民法第 1 条の 2 で定める、いわゆる「信義誠実の原則」を踏みにじる不法行為を訴訟手続の中で行うことを容認してしまったものであり、断じて許されてはなりません。

よって控訴人は、被控訴人 J R 西日本に対して、次の疑問点について釈明するよう、再度求めます。

### 2020（令和 2）年 7 月 13 日付【準備書面（その 5）】の 7 頁に記載の求釈明

「車掌が激昂した側（喫煙客）に従うのであれば、原告（控訴人）も次からは冷静に振る舞うのを止め声の大きさを競わなければ損をするという話になり、列車内の秩序（静穏）を保てなくなってしまいます。J R 西日本を含む被告ら（被控訴人ら）は、それでもよいと考えているのでしょうか？」などについて

なお被控訴人 J R 西日本が、上記の疑問点に対して合理的な説明ができない、すなわち本件訴訟で問題となっている■■■■車掌の言動が公序良俗に反する不当なものだったと自ら認める場合には、その旨を準備書面または口頭弁論にて表明願います。

また控訴人は、裁判所に対しては、以下の 2 点を求めます。

被控訴人 J R 西日本が上記の求釈明を再び拒絶した場合には、被控訴人 J R 西日本へ、求釈明に応じるよう命じること。

それでも被控訴人 J R 西日本が求釈明に応じなかった場合には、被控訴人 J R 西日本が、本件訴訟で問題となっている■■■■車掌の言動が公序良俗に反する不当なものだったと自ら認めたものとみなし、控訴人の主張に沿って損害賠償（慰謝料）の支払いを命じる判決を出すこと。

3. 2019（令和元）年8月6日の「のぞみ138号」に乗務していた■■■■車掌に対して証人尋問を行うことを再度請求します

本件訴訟を提起する発端となったのは、2019（令和元）年8月6日の「のぞみ138号」で、控訴人の隣の席に来た喫煙客と三次喫煙を含む受動喫煙の発生を巡ってトラブルになった際、同列車に乗務していた■■■■車掌が激高した喫煙客の言いなりになり、喫煙客と共に「受動喫煙を我慢できないほうが悪い」とする立場に立ち、原告に席の移動を命じるといふ、控訴人に不利益な扱いをしたことでした。

このときの■■■■車掌の言動については、2020（令和2）年7月13日付の【準備書面（その5）】の8頁「5. その他（証人尋問の請求について）」で列挙した事項が、未解明のまま取り残されています。

また一般に、受動喫煙を巡るトラブルとは、いつでもどこでも自由に喫煙したいと思う喫煙者（受動喫煙の加害者）の利害と、受動喫煙を拒み自らの健康を守りたいと考える非喫煙者（受動喫煙の被害者）の利害との対立が表面化することによって生じるものです。

この利害関係に照らして考えたとき、■■■■車掌は、理不尽な受動喫煙の強要＝煙の暴力と言う不法行為の被害者である控訴人の利益を省みず、加害者である喫煙客の利益（煙の暴力に抗議する者の排除）を優先させたことになるわけです。

控訴人が、■■■■車掌の言動が鉄道営業法第24条と罰金等臨時措置法第2条により2万円以下の罰金刑を定める「失行」に当たると主張しているのは、■■■■車掌が喫煙客の利益を優先させた、すなわち上に記した不法行為の加害者側の言いなりになってしまった（列車内の秩序を乱した）からに他ならないのです。

ただ本件訴訟は刑事訴訟ではなく民事訴訟であり、■■■■車掌に罰金刑を科すことを請求することはできませんから、その代わりとして上に記した罰金に相当する額を、控訴人が受けた精神的苦痛に対する慰謝料として請求しているわけです。

■■■■車掌が、なぜ控訴人（不法行為の被害者）ではなく喫煙客（不法行為の加害者）の利益を優先させるという、列車内の秩序と治安を乱す＝車掌としての職務（注3）に反する判断をしたのかと言う疑問についても、■■■■車掌への証人尋問を実施しなければ、その全貌を明らかにすることはできません。

なお控訴人は、■■■■車掌の胸章に「指導車掌」との肩書が記載されていたのを目撃し、当日のメモに書き留めています（2020（令和2）年5月9日付「準備書面」を参照）。

車掌としての通常の業務に加えて後進の指導にも当たる立場にあると思われる■■■■氏が、なぜ不法行為の加害者側に味方すると言う反面教師的な言動を行ったのかについても解明しなければ、■■■■氏の後続く後輩の車掌たちが同じ過ちを繰り返さないようにする再発防止もままなりません。

これらの疑問点を解明しなければ、控訴人が請求している損害賠償（慰謝料）請求には本当に合理性が無いのかどうか、また合理性があった場合の適正な賠償金額とは何円くらいなのかを、客観的に確定させることはできないはずです。

控訴人は、裁判所が■■■■車掌への証人尋問を実施することによってこれらの疑問を解明

---

注3) 鉄道係員職制（1987（昭和62）年運輸省令第13号）の第11条で「車掌は、車掌区長の命を受け、列車の運転取扱い、旅客及び荷物の輸送並びに車内の秩序保持の業務に従事する。」と定められています。

しない限り、本件訴訟に係る審理を尽くしたと認めることはできません。

よって控訴人は、第1審では行わなかった■■■■車掌への証人尋問を控訴審において実施することを、再度請求いたします。

以上